

# 一般財団法人松本市勤労者共済会会員規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市勤労者共済会（以下「共済会」という。）の会員資格及び会費等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が、300人以下の法人又は個人の企業（事業所又は事務所）をいう。
- (2) 勤 労 者 賃金を受けて常時雇用されている従業員をいう。
- (3) 会 員 第3条第1項により共済会の会員資格を取得した者をいう。

## (会員資格)

第3条 共済会の会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の中小企業に従事する勤労者及びその事業主
- (2) パートタイマーその他これに準じる者
- (3) その他理事長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員になることができない。

- (1) 季節的業務に従事するため雇用されている者
- (2) 入会時において、休業し、又は休職している者
- (3) その他理事長が不相当と認めた者

## (入 会)

第4条 共済会に入会しようとする者は、入会申込書及び関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会員の資格は、加入を承認された日をもって取得する。

3 理事長は、入会を承認したときは、会員証を当該会員に交付するものとする。

## (入会金及び会費)

第5条 入会金は、会員1人につき入会時500円とする。

2 会費は、会員1人につき月額500円とし、初回のみ入会時に納入するものとする。

3 前項の会費は、原則として全額事業主負担とする。

4 既に納入された入会金及び会費は、原則として返還しないものとする。

5 会費の納入は、当月末までに所定の方法により納入する。

## (変 更)

第6条 会員事業主は、次に掲げる事項に変更が生じたときは直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称・所在地及び代表者
- (2) 会員の氏名・住所及び会員家族
- (3) 金融機関名・預金口座の種類及び番号

(脱 会)

第7条 共済会から脱会しようとするときは、脱会届けを理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、前項の規定による理事長の承認を受けた日からその資格を喪失する。

(資格の取消)

第8条 理事長は、会員に次に掲げる事実が認められたときは、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 会費を3ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 共済会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により、共済会から利益を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 共済会の信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(会員証の返却)

第9条 会員は、前2条の規定により会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。

(権利の喪失及び義務の履行)

第10条 第7条及び第8条の規定により会員の資格を喪失したものは、共済会に対する一切の権利を喪失するとともに、共済会に対して負担すべき一切の義務を履行しなければならない。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年11月28日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。